

平成27年度
千葉県当初予算編成に関する要望書

千葉県市長会

目 次

【重点要望事項】

- 保健福祉行政の充実強化について 5
 - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について 5
 - 2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について 6
 - 3 保育所整備に係る制度の拡充と待機児童の解消について 7

【要望事項】

- 地方行財政の充実強化について 8
 - 1 補助制度の在り方について 8
 - 2 地方債の起債協議について 8

- 総合行政の充実強化について 9
 - 1 千葉県バス運行対策に係る補助制度の充実について 9
 - 2 市町村配偶者暴力相談支援センター業務等に係る財政支援について 9
 - 3 つくばエクスプレスの東京駅延伸について 9
 - 4 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて 10
 - 5 東京臨海高速鉄道りんかい線とJR京葉線の相互乗り入れの実現について 10
 - 6 旅券事務の市町村再委託について 11
 - 7 県内水道の統合・広域化の推進について 11

- 防災・危機管理行政の充実強化について 12
 - 1 帰宅困難者対策について 12
 - 2 首都圏東部における基幹的広域防災拠点の誘致について 12
 - 3 気象災害等による被害への県独自の施策及び財政支援について 12
 - 4 水災害及び土砂災害に備えたタイムライン策定に対する支援について 13
 - 5 防災行政無線を補完する情報伝達手段の構築に対する助成について 13
 - 6 劣化ウランの撤去・処分に係る国への要望について 13

- 保健福祉行政の充実強化について 14
 - 1 医療費助成における助成方法の変更について 14
 - 2 子ども医療費助成制度の拡充等について 14
 - 3 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について 15
 - 4 保育所整備に係る制度の拡充と待機児童の解消について 15
 - 5 児童相談所の体制強化について 16
 - 6 小児等の救急医療の体制整備について 16

7	生活保護基準（住宅扶助費）及び保育単価に係る地域区分（支給割合）の見直しについて	17
8	特別養護老人ホーム入所待機者の解消に向けて	17
9	重度心身障害者（児）医療給付改善事業の現物給付化に伴う各種支援について	17
10	国民健康保険税（料）の収納率向上に係る経費の財政支援について	18
11	次期介護保険事業計画策定に向けた諸問題の整理について	18
12	予防接種事業への助成拡大について	18
■	環境生活行政の充実強化について	20
1	犬吠埼灯台前園地周辺の整備促進について	20
2	県残土条例の強化、改正について	20
3	地盤沈下防止対策の調査・研究について	20
4	住宅用省エネルギー設備設置費補助の継続について	21
5	地下水採取規制の抜本的な見直しについて	21
6	改良土・再生土による埋立造成行為の規制について	21
7	東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質への対応について	22
■	商工労働行政の充実強化について	23
1	石油化学コンビナートの存立基盤の強靱化推進について	23
■	農林水産行政の充実強化について	24
	（農 林）	
1	大雪被害農家に対する再建支援事業の期間延長について	24
2	豚流行性下痢に係る養豚農家の経営安定対策について	24
3	農業振興地域における都市農業的な土地利用について	24
4	有害鳥獣被害防止対策の充実強化について	24
	（水 産）	
5	水産物の漁獲量激減への対策について	25
6	市営漁港浚渫にかかる支援制度の創設について	25
■	県土整備行政の充実強化について	27
	（道路・橋梁）	
1	北千葉道路の整備促進並びに都市計画道路3・3・7号線紙敷河原塚区間の早期事業化について	27
2	地域高規格道路茂原・一宮・大原道路（長生グリーンライン）の整備促進について	27

3	成田国際空港のアクセス整備促進について	27
4	主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について	28
5	狭隘国県道の道路改良について	28
6	つくばエクスプレス沿線整備事業の早期完成について	28
7	管内道路の整備について	29
8	(仮称)幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について	29
9	国・県道の整備促進について	29
10	国道464号栗野バイパス線の整備促進について	30
11	新京成線連続立体交差事業の推進について	30
12	南房総地域の縦断道路及び横断道路の整備促進について	30
13	主要地方道の整備促進について	31
14	アクアライン着岸地周辺の道路網及びかずさインターチェンジの整備について	31
15	成田空港周辺の道路ネットワークの形成について	32
16	国道410号の整備促進について	32
17	県事業の整備推進と市町村事業の支援について	32
18	一般県道夷隅御宿線の交通安全対策について	33
19	国道465号、深堀バイパス、荻谷新田野バイパスの早期完成について	33
20	(仮称)大網白里スマートインターチェンジ設置に伴う周辺道路整備について	33
 (河川・港湾)		
21	海岸保全施設の早期整備について	33
22	館山湾における港湾事業の促進について	34
23	二級河川(一宮川・赤目川・阿久川)整備事業の早期実施・完成について	34
24	印旛沼の総合的な対策について	34
25	印旛放水路(花見川)改修の早期完成について	35
26	二級河川の整備について	35
27	一級河川大津川の整備について	36
 (都市基盤)		
28	江戸川第一終末処理場の早期完成について	36
29	市街地液状化対策への支援について	36
■	教育行政の充実強化について	38
1	小中学校における少人数学級の推進について	38
2	スクールカウンセラーの派遣の充実について	38
3	千葉県立印旛明誠高等学校の学級増に関する要望書の実現について	39

4	学校統合に関係した教職員定数の確保について	39
■	警察行政の充実強化について	40
1	幹部交番の警察署への昇格及び警察体制の強化について	40
2	警察所管施設の適正管理について	40

【重点要望事項】

保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

県の制度では、通院については小学3年生ままでを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生ままでに拡大したが、市町村によっては、通院も高校3年生ままでを対象に助成しているところがあるなど、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生ままで拡大すること。
- (2) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。
- (3) 最終的には、全国一律の制度として医療費を無料化するなど、国の責任において実施するよう引き続き国に働きかけること。

2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について

本県の医師・看護師不足は深刻な状況となっており、病院に勤務する常勤医師の不足から病床の閉鎖、輪番制参加医療機関からの脱退、或いは救急医療体制が維持できなくなるなどの弊害が生じている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医師・看護師不足の解消に向け、県として早急に有効な対策を行うこと。
- (2) 地域住民が良質な医療が受けられるよう、地域医療に従事する勤務医や看護師が就労しやすい環境の整備を進めるため、病院等にさらなる財政的支援を講じること。また、地域医療の継続のため、各種補助金等の継続及び創設、新病院建設への財政支援を図るとともに、建築業界全体の先行きの不透明感による、建設関係事業費高騰への対策に資する制度を新設すること。
- (3) 成田赤十字病院や県立佐原病院、さんむ医療センター等の公的病院は、地域における医療体制確保の上で、極めて重要な役割を担っている。については、施設及び医療設備等の整備に対する県の助成措置の拡充を図ること。

3 保育所整備に係る制度の拡充と待機児童の解消について

少子化が進行する中、保育サービスの拡充と待機児童の解消は喫緊の課題となっている。

については、県においても待機児童対策の充実・強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県の保育所整備促進事業補助金については、平成27年度以降も待機児童の解消に向けて、制度の継続、拡充を図ること。
- (2) 保育事業への株式会社の参入を促進するため、保育所整備に係る株式会社に対する補助制度の改善と拡充を国に働きかけること。
- (3) 公立保育園の耐震化整備に対する財政支援を充実すること。
- (4) 保育士等処遇改善臨時特例事業に係る費用を市町村へ負担転嫁することなく従前どおり国において全額を負担されるよう働きかけること。

【要望事項】

地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 補助制度の在り方について

- (1) 事業者に対する国と地方との協調補助において、広域的な事業に関するものは県の責任において応分の負担を行うこと。
- (2) 政策として必要な事業に関する補助については、継続的な制度運用を行い、後年において補助率を減じるなど、負担を市町村に転嫁しないこと。

2 地方債の起債協議について

例年2月下旬から3月上旬頃に起債最終協議の場が設けられているが、起債最終協議の締め切り後では、災害復旧など年度末に緊急でやむを得ないと認められる事情であったとしても、起債額を増額または新規に追加することができない。

このように、災害復旧事業は、緊急に実施しなければならない事業であるため、年度内で事業が完了して当該年度で決算済みとなってしまう場合は、災害復旧事業債として起債することができなくなるという弊害が生じている。

については、災害復旧など年度末に緊急でやむを得ないと認められる場合には、年度末となる3月31日まで起債額を増額または新規に追加することができるよう国に働きかけること。

総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 千葉県バス運行対策に係る補助制度の充実について

平成23年11月、千葉県バス運行対策に係るバス事業者への補助金の算定方式が、事後の欠損額を基に計算する方式から、事業開始前に事前に計画を策定し計算する方式に変更され、県の補助は、実質大幅な減額となっている。

また「千葉県バス運行対策費補助金交付要綱」では、バス事業者への補助金交付額が、①資本金の額が10億円未満の乗合バス事業者においては、補助対象経費の2分の1、②資本金の額が10億円以上の乗合バス事業者においては、補助対象経費の4分の1とされていることで、事業規模が大きい事業者が不利益を被るものとなっている。

資本規模と経営状況は必ずしも一致するものではなく、国においては、このような制限を設けていない。

については、資本規模による事業者の差別を無くし、国と同じ基準を適用すること。

2 市町村配偶者暴力相談支援センター業務等に係る財政支援について

市町村配偶者暴力相談支援センターは、関係部署等との調整・連携によるワンストップ支援が可能となるなど、DV被害者にとって身近な行政機関として、大きな役割を果たしている。

しかし、県内で当該センターを設置している市町村は、野田市、市川市、千葉市の3市にとどまっており、その要因として、市町村への財政支援が行われていないことが挙げられる。

昨今、DV相談件数が増加する中、市町村の域を超えた広域的な取組が求められており、DV被害者の安全確保や自立支援に向けて、早急に県と市町村及び市町村間相互の連携による機能体制の充実強化を図る必要がある。

については、市町村配偶者暴力相談支援センター業務の機能整備促進のため、施設運営等に要する費用について、財政支援を講じること。

3 つくばエクスプレスの東京駅延伸について

平成12年1月の運輸政策審議会で「東京圏における高速鉄道を中心とする交通

網の整備に関する基本計画」の答申がなされ、その中で常磐新線（現つくばエクスプレス）は、秋葉原からつくばまでが整備を推進すべき路線、東京から秋葉原までが整備の必要性、整備方策等を検討すべき路線として整備対象とされている。

柏市のつくばエクスプレス沿線地域は来訪者の多い施設が立地しており、駅前には、住宅や商業施設等都市機能も揃っており、今後、今まで以上の居住人口の増加が見込まれる。また、つくばエクスプレスの利用客数も年々順調に推移している。

については、沿線地域へのさらなる定住化を促進し、つくばエクスプレスの混雑緩和や利便性の向上の点を図るため、東京駅延伸の早期実現を推進すること。

4 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会への取組に向けて、次の事項について鋭意推進を図ること。

- (1) 本大会は、全世界に白熱した競技を届けるばかりでなく、東日本大震災からの復興を世界の方々にアピールする良い機会と捉え、津波被害が大きかった岩手、宮城、福島沿岸部から茨城、そして千葉県旭市、千葉市などを經由して東京へ聖火リレーが縦断するコースとして検討されていると聞いている。

については、県内の被災地の復興を後押しするためにも、液状化現象により被災した内陸部を含むすべての被災地をリレーするルートの設定について、県として関係機関に積極的に働きかけること

- (2) キャンプ誘致においての施設整備や、多言語に対応した外国人の受入態勢への対応などを実施する場合の費用について、市の財源のみで実施となると、現状の厳しい財政状況において事業の実施は困難であり、国及び県からの支援が非常に重要になる。

については、国による財政支援を強く働きかけるとともに、県としての財政支援方針の早期明確化を行うこと。

5 東京臨海高速鉄道りんかい線とJR京葉線の相互乗り入れの実現について

東京臨海高速鉄道りんかい線とJR京葉線の相互乗り入れについては、鉄道事業者から、運賃徴収の方法や東京駅方面への輸送力の低下などの課題が挙げられており、未だ着手に至っていない。

相互乗り入れが実現すると、千葉から東京の副都心を経由し、埼玉方面へ乗り換えなしで移動することが可能となるため、湾岸エリアの鉄道利用者の利便性が、大きく向上することになる。また、東京で開催されるオリンピック・パラリンピックの競技会場が東京ベイゾーンに集中していることから、関係者・観客等の利便性の向上や道路交通渋滞の緩和にも寄与することになる。

については、県においても引き続き国及び関係各社に働きかけを行うとともに、相

互乗り入れの早期実現に向けた取組を積極的に推進すること。

6 旅券事務の市町村再委託について

一般旅券発給事務の権限移譲について全市町村への一括権限移譲の方向性を示しているが、「旅券事務の市町村への権限移譲に係る説明会」や「旅券事務の市町村への移譲に係る検討状況調査」は実施されたものの、権限移譲の時期やプロセスなど具体的な内容は、未だ示されていない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一般旅券発給に関する権限の移譲を希望する市町村に対しては、県民の利便性向上が図られるよう、県下一斉の移譲に固執することなく、早期に移譲していただくよう柔軟な対応を図ること。
- (2) 一般旅券発給事務の市町村への権限移譲を実施する場合は、初期経費及び運営経費について相応の交付金等を交付し、経費についての市町村負担を軽減すること。

7 県内水道の統合・広域化の推進について

近年、県内水道事業は、一つの事業体では解決が困難なさまざまな課題を抱えており、今後も、安全で良質な水を将来に渡って安定的に供給するため、県内水道の統合・広域化は欠かせないものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 用水供給事業体の統合・広域化が早期に実現するよう、県が中心となって積極的に推進すること。
- (2) 高料金対策制度である「市町村水道総合対策事業」を県内格差が解消されるまで堅持すること。
- (3) 末端給水事業においても県営水道並みの料金になるよう統合・広域化を推進し、運営基盤の強化を積極的に支援すること。

防災・危機管理行政の充実強化について

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 帰宅困難者対策について

帰宅困難者は市域を越えた広域的な問題であり、その対策には県及び近隣市との連携が不可欠である。

中でも一時滞在施設の確保は重要な課題であり、民間施設については市町村が協定を締結した上で指定を行っているが、予想される帰宅困難者を受け入れるに十分な施設数を確保できていない。

については、県が指定する一時滞在施設の基準等を公開し、市が積極的に指定できるなど県のイニシアティブにより帰宅困難者対策を進めること。

2 首都圏東部における基幹的広域防災拠点の誘致について

中央防災会議から公表されているマグニチュード7.3の東京湾北部地震が発生した場合、首都圏では甚大な被害が想定されており、尊い生命や財産が脅かされる事態への迅速かつ適切な対応が求められている。

これに対応するため、国は、基幹的広域防災拠点を東京都及び神奈川県に整備したが、千葉県側には整備がされていない。

については、東京湾アクアライン、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道等の高規格道路の結束機能を保持し、併せて木更津飛行場、木更津港も立地するなど、拠点候補地としての優位性を有し、かつ既設の2拠点とネットワーク化し、バックアップ機能を確保するとともに東京湾岸地域及び県南地域への即時対応にも適した地域への基幹的広域防災拠点の誘致を実現するため、国に働きかけること。

3 気象災害等による被害への県独自の施策及び財政支援について

災害救助法等の対象とならない小規模な災害の場合でも、県と市町村が協力して被災者の生活再建を支援できるよう、気象災害等による被災者の救済のための県独自の施策及び財政支援制度を創設すること。

4 水災害及び土砂災害に備えたタイムライン策定に対する支援について

水災害や土砂災害の発生前から行政、住民や事業者などが迅速で的確な対応をとるために有効なタイムラインの策定を市町村でスムーズに行えるよう、必要な財政的及び技術的な支援制度を創設すること。

5 防災行政無線を補完する情報伝達手段の構築に対する助成について

防災行政無線の戸別受信機のデジタル化に当たっては、国の補助制度がないことから、市財政にとっては重い負担となっている。

については、防災行政無線の戸別受信機のデジタル化に対し、新たな助成制度を創設するよう国に働きかけること。

6 劣化ウランの撤去・処分に係る国への要望について

袖ヶ浦市臨海部には、合成繊維の原料を製造する際に触媒として使用されていた劣化ウランが65.9トン保管されている。

その保管状況については、災害が発生した場合にも支障がないことが確認されているが、この劣化ウランを安全に処理する方策が確立されておらず、撤去・処分について、全く見通しが立っていない。

また、袖ヶ浦市においては、平成12年に当時の科学技術庁長官に対し、劣化ウランの撤去及び処分方法の確立について要望を行ったが、未だ進展は見られない。

については、県においても、劣化ウランの撤去・処分のため、処分方法を早急に確立するよう国へ働きかけること。

保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 医療費助成における助成方法の変更について

市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、母子及び父子家庭等医療費助成制度[ひとり親家庭等医療費助成事業]の助成方法を現物給付に改めること。

2 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

県の制度では、通院については小学3年生までを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生までに拡大したが、市町村によっては、通院も高校3年生までを対象に助成しているところがあるなど、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生まで拡大すること。
- (2) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。
- (3) 所得制限限度額を撤廃すること。
- (4) 最終的には、全国一律の制度として医療費を無料化するなど、国の責任において実施するよう引き続き国に働きかけること。

3 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について

本県の医師・看護師不足は深刻な状況となっており、病院に勤務する常勤医師の不足から病床の閉鎖、輪番制参加医療機関からの脱退、或いは救急医療体制が維持できなくなるなどの弊害が生じている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医師・看護師不足の解消に向け、県として早急に有効な対策を行うこと。
- (2) 県が進めている地域医療再生プログラムでは、地域医療センターの設置や大学病院との連携により医師を確保し、地域連携病院へ医師を派遣することとしているが、依然として、地域医療支援センターへの医師確保が厳しく、目標を大きく下回っている状況にあることから目標達成に向け、計画の見直しも含め、着実な事業の執行を図ること。
- (3) 地域住民が良質な医療が受けられるよう、地域医療に従事する勤務医や看護師が就労しやすい環境の整備を進めるため、病院等にさらなる財政的支援を講じること。また、地域医療の継続のため、各種補助金等の継続及び創設、新病院建設への財政支援を図るとともに、建築業界全体の先行きの不透明感による、建設関係事業費高騰への対策に資する制度を新設すること。
- (4) 成田赤十字病院や県立佐原病院、さんむ医療センター等の公的病院は、地域における医療体制確保の上で、極めて重要な役割を担っている。については、施設及び医療設備等の整備に対する県の助成措置の拡充を図ること。
- (5) 国家戦略特区における規制緩和などにより医学部の新設が早急に認められるよう、国に対して積極的な働きかけを行うとともに、新設が認められた場合には校舎建設費の補助など医学部設置に係る支援を検討すること。
- (6) 各保健医療圏における救急や医療連携への対応には、構成市町の関係者が連携を図り、よりよい方策を検討する必要がある。については、現場レベルの課題を吸い上げ、より実効性のある計画を策定するための枠組み（スキーム）を構築すること。

4 保育所整備に係る制度の拡充と待機児童の解消について

少子化が進行する中、保育サービスの拡充と待機児童の解消は喫緊の課題となっている。

については、県においても待機児童対策の充実・強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県の保育所整備促進事業補助金については、平成27年度以降も待機児童の解消に向けて、制度の継続、拡充を図ること。

- (2) 保育事業への株式会社の参入を促進するため、保育所整備に係る株式会社に対する補助制度の改善と拡充を国に働きかけること。
- (3) 公立保育園の耐震化整備に対する財政支援を充実すること。
- (4) 保育士等処遇改善臨時特例事業に係る費用を市町村へ負担転嫁することなく従前どおり国において全額を負担されるよう働きかけること。

5 児童相談所の体制強化について

- (1) 近年、児童虐待の相談対応件数が増加し続けており、児童相談所の体制強化が求められている。児童虐待の早期発見や防止を効果的に進めるためには、児童相談所と安房健康福祉センター、市町村が連携、協力して業務を進めることが必要であるが、安房地域を管轄する児童相談所は君津市にあることから、緊急時の迅速な対応が困難である。

については、児童虐待防止対策の推進や児童虐待への十分な対応及び児童相談所の体制強化を図るため、児童福祉司の増配や一時保護施設の増設等に併せ、安房地域に児童相談所又は支所を設置すること。

- (2) 県内の児童相談所では増え続ける相談に対し、対応する専門的知識と技術を有する児童福祉司及び児童心理司の人員配置が十分でなく、特に東葛北部を管轄する柏児童相談所では児童虐待をはじめとした養護問題等に関わる相談が急激に増加しており、幼い児童が虐待を受け死亡するといった重大な事態も発生している。

については、当該職員の確保について更に取組みを進めること。

また、児童の発達面や情緒面からくる虐待などの家庭問題を解決するため、児童相談所と児童精神科のある医療機関との連携強化は欠かせないものと考えことから、柏児童相談所管内における入院の受け入れ体制が整った児童精神科のある医療機関を確保すること。

6 小児等の救急医療の体制整備について

- (1) 習志野市では小児の初期診療に関して23時以降は整備されておらず、市民からは夜間診察への要望が多く寄せられている。

については、市単独での夜間の診療体制の整備は困難であるため、市域を超えた夜間の初期診療体制を整備すること。

- (2) 現在、午後7時から10時まで実施している「こども救急電話相談（＃8000）」事業の相談時間を延長すること。

- (3) 習志野市の小児の夜間二次救急は月曜日のみであり、市内医療機関に対し、小児救急医療の拡充を要望しているが、医師確保の問題により困難との回答を得ている。このことは産科救急についても同様である。

については、県主導の下、医師不足解消のための対策を進めること。

7 生活保護基準（住宅扶助費）及び保育単価に係る地域区分（支給割合）の見直しについて

少子高齢社会の急激な進行により、社会保障に係る経費は自治体運営に大きな影響を及ぼす状況となっている。

このような中、市原市の生活保護基準(住宅扶助費)は隣接市に比べ高く、無料低額宿泊所の増加等により被保護者数の増加を招き財政運営を圧迫する一因となっている。

一方、民間保育所の運営費に係る保育単価が準拠する国家公務員の地域手当区分については、隣接市に比べ半分程度低い割合であるため運営費も低くなり保育士の待遇格差等により人材確保が困難であり、保育サービスの地域格差を招くことが懸念される。

このように物価水準や生活圈等の地域の実態を的確に反映して算定されるべき国庫負担に係る基準等が相反し、本市政運営に影響を及ぼしている状況となっている。

については、生活保護基準（住宅扶助費）及び保育所運営費の地域区分の見直しを広域的な視点から国に働きかけること。

8 特別養護老人ホーム入所待機者の解消に向けて

県では、県単独で実施している老人福祉施設整備費補助金について、施設整備を行う法人への補助金単価を1床あたり400万円に増額して整備促進を図り、平成21年から4年間で入所定員を5千人増やしたが、全国2番目とされる千葉県の高齢化の速度に特別養護老人ホームの整備が追い付いていないのが実情である。

平成37年（2025年）には県内の高齢者数は178万2千人、高齢化率は30.3パーセントになると見込まれており、今後も特別養護老人ホームへの入所を希望者が増えると予想されている。

については、現在特別養護老人ホームへの入所を待ち望んでいる高齢者や今後ますます増加が見込まれる入所待機者の解消に向けて、今後も引き続き、1床あたり400万円の補助を維持すること。

9 重度心身障害者(児)医療給付改善事業の現物給付化に伴う各種支援について

現在、各市町村は市町村の規模、障害者の人数及び障害者の等級分布等により、県が定める要綱のほか、市町村が条例等で規定する基準により障害者が負担する医療費を助成し、その福祉向上を図っている。

平成27年8月から、重度障害者（児）に係る医療費助成が償還払い方式から現物給付に変更されることにあたり、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市町村が条例等に規定する独自基準により給付を行う場合において必要となる、医療機関及び保険者団体等との調整について、県で取りまとめ、一括して契約等を行うこと。
- (2) 現物給付化に伴う医療費助成に係るシステム改修費用について、補助金等により支援すること。

10 国民健康保険税(料)の収納率向上に係る経費の財政支援について

国民健康保険に係る保険税(料)の収納率向上の手段として、口座振替の奨励が有効であり、口座振替の手続きが容易にできるツールとして、専用端末にキャッシュカードを読み取らせれば手続きが終了するペイジーの導入がある。

導入費用は、国の特別調整交付金の対象となるが、ランニングコストは対象外であることから、県の調整交付金による財政支援を行うこと。

また、ペイジーに限らず、収納率向上については、口座振替世帯への優遇措置等、収納率向上に繋がる各種対策に係る費用についても、併せて財政支援を行うこと。

11 次期介護保険事業計画策定に向けた諸問題の整理について

- (1) 医療介護総合推進法の成立に伴って、介護給付費の抑制、特別養護老人ホームへの入所対象の厳格化について、市町村の関与の下で特例的に入所を認めることができるが、判定基準等による市町村間の格差の無いように対応すること。
- (2) 補足給付への資産要件の設定について、資産対象が金融資産に限定されているので、判断基準・判断素材等を明確にすること。
- (3) 地域支援事業の充実について、予防給付の利用者が、地域特性を反映化したサービスを受けることができるが、財政が厳しい（保険料を抑える等）ためNPO・ボランティアに頼らざるを得ないことから、サービスの需要に対する十分なマンパワーの確保（供給）ができていない。このようなことから地域の実情に合わせたサービスや人材を利用者に届ける支援を行うこと。

12 予防接種事業への助成拡大について

平成26年10月に予防接種法に基づく定期接種に水痘等が追加されるなど、予防接種への財政的な負担が大きくなっている。

については、平成25年度同様に県の助成措置を講じること。

環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 犬吠埼灯台前園地周辺の整備促進について

水郷筑波国定公園内の最東端に位置する犬吠埼灯台前園地は、日本で一番早く初日の出が見られる地として知られ、本県の中心的観光地の一つとして年間を通じて多くの観光客が訪れる場所である。

さらに、同園地の崖部にある白亜紀浅海堆積物は、国の天然記念物として指定されているほか、「犬吠埼ジオサイト」として日本ジオパークに登録された貴重な地質遺産となっている。

しかし、平成19年11月に園地南部に亀裂が生じているのが発見され、園地下の遊歩道の立ち入りが制限されて以降、復旧の目途は立っておらず、また震災以後生じている空き店舗などが来遊者の印象を著しく阻害している。

については、貴重な観光資源である園地周辺の安全かつ景観に配慮しながら、来遊者のニーズに応じた周辺整備を早期に図ること。

2 県残土条例の強化、改正について

いわゆる残土条例について、既に16市町が県条例の適用除外を受け、大規模な埋立て事業の許認可を行っているが、その規制の在り方も各市町の独自性により開きがある。また適用除外を受けていない市町が仮に適用除外条例を制定したとしても、各市町の判断により、やはり統一は図られず、結果、条例や監視体制の低い市町に埋立て事業が偏ると考えられる。

また、市町村規模によっては適用除外に対応できない場合も考えられ、なおさらその対応の開きは予想される。

については、道路網の整備に伴い、土砂等の運搬は広域化している現状の中、埋立て事業に対する規制を各市町村の判断に委ねるだけでなく、県残土条例を改正し、均衡ある県土の発展に寄与すること。

3 地盤沈下防止対策の調査・研究について

地盤沈下の原因は、一般的に地下水の過剰摂取、天然ガスかん水の採取、構造物による圧密、沖積層の自然圧密等が原因で起こると言われている。一度沈下した地

盤は、元の状態には回復せず、沈下量は年々積算されていくため、年間の沈下量が2センチメートル以下であっても、長期的には、建物や護岸などの構造物に障害を与え、洪水時の浸水地域の拡大などの被害をもたらす。

については、長期的に地盤沈下が沈静化するよう、県として地盤沈下防止対策の調査・研究を鋭意進めること。

4 住宅用省エネルギー設備設置費補助の継続について

住宅用省エネルギー設備設置費に関する補助金を平成27年度以降も実施すること。

5 地下水採取規制の抜本的な見直しについて

近年の社会情勢及び地下水環境の状況に鑑み、本県における地下水採取規制について、次のとおり措置を講じること。

- (1) 一部の者にだけ負担を課している現在の地下水採取規制を抜本的に見直すこと。
- (2) 地下水は行政界にかかわらず流動することから、持続可能な社会実現のため、県において広域的な調査研究を行うこと。

6 改良土・再生土による埋立造成行為の規制について

近年、太陽光発電事業等を理由とした埋立造成行為において、改良土・再生土が使用される事例がある。

本来埋立造成行為は、残土条例により土壌汚染や法面の傾斜規制を行うことで災害防止が図られていたが、本県においては一部の改良土・再生土が残土条例の適用を受けないことから、住民からは廃棄物等の違法埋立や土壌汚染、法面崩落等による災害の発生を懸念する声が寄せられている。

については、次のとおり措置を講じること。

- (1) 改良土・再生土による埋立造成行為については、土壌の汚染及び災害の発生の防止について確認が必要であることから、すべての改良土・再生土を現行の残土条例において規制対象とし、同条例により規制すること。
- (2) 残土条例による規制が困難な場合は、関係する他法令により何らかの規制を行い、地元行政機関と協議する手続きを設けること。

7 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質への対応について

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が今なお市民に不安を与え続けている。

については、市民の安全と安心を確実なものとするため、下記の事項について、県のリーダーシップにより、国等関係機関に働きかけていくこと。

- (1) 除染等の措置に伴い発生した除去土壌について、処分の基準を早急に策定、公表すると共に、処分に係る費用については、国が全額を負担すること。
- (2) 「子ども・被災者支援法」に基づく各種支援施策については、「支援対象地域」以外の地域においても、環境汚染の実態及び住民の不安に照らして広く適用されるものとする。特に、放射線による健康への影響調査及び医療の提供等に係る施策については、内部被ばくによる影響の評価を含め、特別な配慮をもって推進すること。

商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 石油化学コンビナートの存立基盤の強靱化推進について

石油化学産業は日本の産業と国民生活の安定を支える基礎素材産業であり地域経済活性化、雇用創出、財源確保に大きく寄与する重要な存在である。しかし、国際競争の激化等に対応した操業環境の整備や大規模災害を想定した防災体制の強化が必要な状況にある。

については、石油化学コンビナート地区の存立基盤の強化と市民の安心安全確保のため、次の事項について措置を講じること。

- (1) サプライチェーン強靱化等コンビナートの企業活動を支える基盤強化を推進すること。
- (2) コンビナート関連企業が所有する各種施設、護岸及び敷地の地盤等について企業が強靱化対策を実施する場合、企業への過大な負担を防ぐため財政支援を行うこと。

農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(農 林)

1 大雪被害農家に対する再建支援事業の期間延長について

大雪被害農家に対する再建支援事業の補助対象期間を、全ての農家が再建を完了できるまで延長すること。

2 豚流行性下痢に係る養豚農家の経営安定対策について

3月27日に本県で発生が確認された豚流行性下痢（PED）については、県北東部を中心にこれまで4万頭を超える豚が死亡するなど、深刻な状況になっている。（沈静化農場 108/111 農場、09/12 時点）また、PEDの発生は、発生した養豚農家に大きな打撃を与えているだけでなく、徹底した防疫対策に必要な消毒等に要する経費及びワクチンの経費負担が全ての養豚農家の経営を圧迫している。については、養豚経営安定に資するため、県として支援すること。

3 農業振興地域における都市農業的な土地利用について

食料の安定供給等の観点から、今後の農業及び農地の生産基盤の中心である「農業振興地域」を計画的に確保・保全するため、他用途への転用等を規制するのは、制度上、十分理解しているが、今後、それぞれの地域において、農業振興を図るためには、全国画一的でない、地域特性を活かした農業振興を図り、産業としての農業の活性化を推進することが必要である。

については、都市自治体において都市農業地域特有の土地利用を図り、「都市農業」を確立するため、農業振興地域制度における農用地区域の指定等において、地域の特性や実情に即した土地利用を図るよう県としても積極的に国に働きかけること。

4 有害鳥獣被害防止対策の充実強化について

イノシシ等有害鳥獣の分布域が近年急速に拡大し、依然として、有害鳥獣による農林産物への被害が後を絶たず、農業者の耕作意欲低下や新たな耕作放棄地の発生

につながり、更にはヤマビルの媒介等により、生活環境までもが脅かされる状況となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市町村の区域毎に行われている有害鳥獣捕獲駆除をより一層効果的なものにするため、被害撲滅に向けた、県主導による広域連携体制を構築すること。
- (2) 根本的な有害鳥獣防止対策を行う上で個体数の管理が重要であることから、イノシシの生息頭数調査を早期に実施すること。
- (3) 国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業について、千葉県では、一部で特例措置を設けているものの、農業者のニーズに合わず、防護柵の設置に至らないケースが多く発生していることから、農業経営の実情に適合する内容となるよう事業要件を緩和すること。
- (4) 積極的な法人参入による効果的な捕獲と人材確保を進めるため、認定鳥獣捕獲等事業者制度を早期に導入すること。
- (5) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業については、既に被害を受けた農地しか対象にならず、また、わなを設置する際にはICT技術の活用を求められるなど、農業者にとって有益とはいえない要件が課されていることから、これらの要件を緩和するよう国に働きかけること。

(水産)

5 水産物の漁獲量激減への対策について

木更津市をはじめ、東京湾東部地域における水産業の主力であるアサリは、ツメタガイやヒトデによる捕食、アオサ発生による斃死等害敵となる生物が数多く存在し、また、夏季に発生する貧酸素水塊による斃死及び冬季の高波浪による資源減耗と、漁業者は資源の保全に大変苦慮している。

漁獲量も平成19年度以降のカイヤドリウミグモ発生による被害が進んだことにより激減し、漁業者及び漁業協同組合の経営は、逼迫した状況である。

については、漁業経営の安定化及び水産物の安定供給を図り、もって後継者づくりに繋げるため、害敵となる生物の駆除等に対する支援の継続、貧酸素水塊対策並びに高波浪を抑制する消波対策を実施すること。

6 市営漁港浚渫にかかる支援制度の創設について

漁港は、その構造上、流入してくる土砂が滞留しやすく流出しにくいいため、波浪などの影響により流入した土砂をそのまま放置した場合、漁船の船底が接触し、損傷する事態が想定される。

このような事態を避けること及び漁港の機能を維持するために小規模な浚渫工事を行っているが、これにかかる深淺測量、浚渫、土砂の処理などの事業費は莫大

なものとなる。

この小規模な浚渫に係る費用は、市と地元漁協で負担することとなり、地元漁協の負担は最終的には漁業者の負担となることから、水産業振興の妨げとなる。

については、漁港の小規模浚渫工事に対する支援制度を創設すること。

県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路・橋梁)

1 北千葉道路の整備促進並びに都市計画道路3・3・7号線紙敷河原塚区間の早期事業化について

北千葉道路は東京外かく環状道路と成田を結ぶ広域幹線道路として、昭和44年に都市計画決定された。現在、全延長約43キロメートルのうち、市川～鎌ヶ谷間の約9.5キロメートルのみが事業未着手となっており、この区間が整備されることにより、首都圏と成田を結ぶ道路ネットワークが形成される。

また、松戸市においても基幹的な役割を担う北千葉道路は、都市計画道路3・1・2号や3・3・7号などの広域的な幹線道路が接続する等、道路ネットワーク機能を強化するための重要な路線に位置付けられている。

については、3・3・7号河原塚紙敷区間を進めるためにも、その交通量を負荷なく受け入れられる北千葉道路の整備を促進すること。

2 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路（長生グリーンライン）の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮道路（長生グリーンライン）は、首都圏中央連絡道と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、観光立県を目指す本県にとっても、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図る上で、大変重要な道路である。

については、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路（長生グリーンライン）から創出される中房総地域への観光振興のさらなる拡大のため、事業が大幅に遅れている茂原市区間3.2キロメートルの早期の工事着手を図るとともに、全線を整備区間とし、早期完成を図ること。

3 成田国際空港のアクセス整備促進について

(1) 現在整備中である北千葉道路の、県施行区間、印西市若萩から成田市大山間について、十分な予算措置と早期完成を図ること。

(2) 国道464号全体の歩道の整備を含めた改良事業を促進すること。

- (3) 成田市押畑地先の国道408号、松崎地先の主要地方道成田安食線バイパスの拡幅整備の早期整備・事業化を図ること。
- (4) 主要地方道路成田小見川鹿島港線について、計画区間全線において4車線化を進めること。

4 主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について

主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）は、佐倉市の南北を結ぶ都市計画道路馬渡・萩山線として位置づけられた重要な道路である。

については、市内の混雑緩和や京成電鉄軌道との安全な交差等、市内交通の様々な課題解消に向け、早急なバイパス整備を再開すること。

5 狭隘国道道の道路改良について

次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線における狭隘な区間についての道路改良・整備を図ること。
- (2) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線についての歩道整備を図ること。
- (3) 国道297号の通学路となっている区間についての歩道整備を図ること。
- (4) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。

6 つくばエクスプレス沿線整備事業の早期完成について

つくばエクスプレス沿線整備事業の早期完成に向け、以下の事項について措置を講じること。

- (1) 運動公園周辺地区について
地区の骨格を形成し、隣接する他地区とのアクセス道路となる都市計画道路中駒木線、加市野谷線及び野々下思井線の早期完成を図ること。
- (2) 木地区について
建築中の大規模商業施設へのアクセス道路となる都市計画道路流山上貝塚線の早期完成を図ること。
- (3) 予算の執行について
つくばエクスプレス沿線整備事業に係る予算の拡大を図るとともに、年度内にこれを確実に執行する体制を築くこと。

7 管内道路の整備について

管内道路に係る以下の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道越谷流山線バイパスの事業促進について
 - ア 事業区間の用地取得を早期に完結すること。
 - イ 今後の事業スケジュールを明確にし、地権者及び周辺住民への情報提供など積極的な対応を図ること。
 - ウ 埼玉県と江戸川架橋のために必要な協議・調整を進展させ、事業促進を図ること。
- (2) 都市計画道路3・3・2号新川南流山線の整備推進について
 - ア 流鉄流山線との立体交差点を含む603メートルの区間について、早期の工事完了を見据えた事業展開を図ること。
 - イ 運動公園周辺地区内における本路線の未整備区間について、事業期限を遅延することなく整備すること。

8 (仮称) 幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

(仮称) 幕張・千葉ニュータウン線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千葉県広域道路整備基本計画の広域道路網マスタープランに位置づけられ、現在南側区間については、始点となる幕張地先から習志野都市計画道路3・4・12号線との交差点まで整備中であり、北側区間については、国道16号から千葉ニュータウンまで暫定整備されている。

また、当区間の中間に位置する未整備区間については、八千代都市計画道路3・4・1号線から県道船橋印西線までの区間(約3.4キロメートル)が都市計画決定され、当区間中間部(約1.8キロメートル)については、西八千代北部特定土地区画整理事業により整備中である。

については、同整備中区間を除く都市計画決定区間について、事業を推進すると共に具体的な整備時期についても検討すること。

9 国・県道の整備促進について

住民生活と経済活動の基盤となる道路の整備について、次のとおり措置を講じること。

- (1) 国道128号実入バイパスのトンネル本体工事の早期着工、待崎交差点から嶺岡トンネルまでの慢性的な渋滞の解消を図ること。
- (2) 国道410号八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消を図ること。
- (3) 主要地方道千葉鴨川線国道128号から鴨川警察署前交差点までの歩道を拡幅すること。

- (4) 主要地方道鴨川保田線長狭高校前交差点の右折レーンの設置、主基交差点の整備促進、御園橋の架け替えを図ること。
- (5) 主要地方道市原天津小湊線坂本工区改良事業の平成32年までの完遂、竜ヶ尾周辺の狭隘・屈曲箇所を解消を図ること。
- (6) 主要地方道鴨川富山線東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消を図ること。
- (7) 一般県道天津小湊田原線坂下バイパスの整備促進、通学児童の交通安全対策として歩道を設置すること。

10 国道464号栗野バイパス線の整備促進について

国道464号の開通以降、主要地方道船橋・我孫子線の通過交通が急増したことにより、鎌ヶ谷市中心市街地周辺の渋滞が慢性化し、市民生活に大きな支障をきたしている。

こうした市内の交通渋滞の解消を図るため、北千葉道路（都市計画道路3・1・1号線）の延伸が事業化されるまでの間、これを補完するものとして平成12年度に国道464号栗野バイパス線整備事業を開始し、1期区間の用地買収を平成18年度より進めているが、買収単価や残地買収等の問題から、事業が円滑に進んでいない状況にある。

については、このような問題に柔軟に対応し、円滑かつ迅速に用地買収を完了させるとともに、当該事業の早急な整備促進を図ること。

11 新京成線連続立体交差事業の推進について

新京成線は、京成津田沼駅とJR松戸駅を結ぶ延長26.5キロメートルの鉄道であるが、沿線の宅地開発による利用者や交通需要の増加に伴い、踏切遮断による慢性的な交通渋滞や市街地分断が発生する等、健全な都市活動の障害となっている。

こうした状況を解消するため、県では鎌ヶ谷大仏駅、くぬぎ山駅間の3,257メートルを高架化する新京成線連続立体交差事業を平成29年度完了に向け施工している。

当該事業により、国道464号2箇所及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線1箇所を含む12箇所の踏切が除却されるため、踏切による交通渋滞及び鉄道による地域分断が解消され、まちづくりの醸成に寄与できるものと期待される。

については、当該事業の早期事業完了を図ること。

12 南房総地域の縦断道路及び横断道路の整備促進について

国道410号及び465号は、東京湾アクアラインや館山自動車道等の地域高規

格道路と一体となって道路網を構成し、房総半島を縦・横断する道路として、南房総全域への観光をはじめとした産業、経済の発展に重要な役割を果たしている。

また、アクアライン通行料金割引の継続や圏央道木更津東インターチェンジから東金ジャンクション間の開通により、南房総地域への流入交通量が増加し、交通負荷は年々高まる一方である。

しかしながら、これら国道の未整備区間の現状は、狭隘で屈曲、急勾配箇所も多く、加えて、君津市内大戸見隧道の剥落事故の復旧に伴い、現在、片側通行を余儀なくされており、車両の通行はもとより歩行者の安全面においても支障をきたしている。

については、国道410号、465号の未整備区間の整備を早急に実施すること。

13 主要地方道の整備促進について

- (1) 主要地方道千葉・臼井・印西線は、市中心部のJR四街道駅、駅前商業地域を通過するため、朝晩の混雑が慢性化している。また、東関東自動車道路の四街道インターチェンジにアクセスする路線であり、インター周辺でも渋滞が発生する。

については、バイパス整備の実現により、国道51号と国道296号が南北間で効率的に結ばれ、隣接都市間の連携が強化されるとともに、渋滞解消につながることから、本路線のバイパスルートを整備を図ること。

- (2) 主要地方道浜野・四街道・長沼線は、四街道市と千葉市間の都市間交流にとって重要な主要地方道である。

については、現在事業中である国道51号～千葉市域の早期開通及び県道に並行する都市計画道路南波佐間内黒田線を県道整備に位置付け、県事業として実施すること。

14 アクアライン着岸地周辺の道路網及びかずさインターチェンジの整備について

東京湾アクアラインの整備効果を着岸地周辺都市に波及させ、着岸地で増加している交通量を分散し利用者にとって安心・安全な道路交通網を確保するために、次のとおり関連する道路網とインターチェンジの整備を図ること。

- (1) 着岸地周辺4都市の臨海部を結ぶ東京湾岸道路の早期事業化、及び主要幹線道路である都市計画道路西内河根場線、都市計画道路中野畑沢線を早期に整備すること。
- (2) 県内陸部への幹線道路である国道409号について、袖ヶ浦市横田市街地狭隘区間の新規バイパス路線の整備及びJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における危険性の高い変則的交差点の早急な改善を図ること。

- (3) アカデミアパーク及びその周辺の企業進出を促進するため、最寄りとなる「(仮称)かずさインターチェンジ」の早期着工について関係機関へ強く働きかけること。

15 成田空港周辺の道路ネットワークの形成について

成田空港周辺地域の広域的なネットワークを形成し、利便性の向上を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 本県を縦断する国道409号の4車線整備の早期完了と国道51号からの成田市区間の早期整備を図ること。
- (2) 主要地方道成田小見川鹿島港線を延伸し、国道409号への接続により、空港による東西分裂の改善を図ること。
- (3) 県道成田両国線バイパスは、県道八日市場佐倉線と一般県道成田両国線（現道）との区間が未整備となっており、七栄地区の慢性的な渋滞緩和のため、早期完成を図ること。

16 国道410号の整備促進について

国道410号は、房総半島の内陸部を縦貫し、南房総全域を結ぶ重要幹線道路として、地域の発展に大きく貢献する道路である。

しかしながら、東京湾アクアラインや東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道等の高規格幹線道路網の整備により、急激に交通量が増加している中、本路線の未整備区間については、狭隘で屈曲箇所も多く車両通行はもとより歩行者の安全面においても支障をきたしている。

については、南房総全域の発展の要となる、当該路線の未整備区間の早期整備を行うこと。

17 県事業の整備推進と市町村事業の支援について

香取市新市建設計画に位置づけられている県事業の早期実現、特に圏央道を主軸に広域ネットワークを形成するうえで重要な次の事項の推進を図るとともに、市が実施する道路整備、道路老朽化対策を支援すること。

- (1) 国道356号の整備促進
- (2) 主要地方道成田小見川鹿島港線の整備
- (3) 主要地方道佐原椿海線の整備

18 一般県道夷隅御宿線の交通安全対策について

一般県道夷隅御宿線、いすみ市山田二区地先、山田交差点から市立東小学校までの歩道未設置区間に歩道を設置すること。

19 国道465号、深堀バイパス、荻谷新田野バイパスの早期完成について

国道465号は、緑と海に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び、地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であり、さらに、首都圏中央連絡自動車道路へのアクセス道路として極めて重要な役割を果たす路線である。各所で整備は進んでいるが、いまだ未整備区間が多く存在している現状であるため、本路線のバイパス化等の整備促進を図ること。

20 (仮称)大網白里スマートインターチェンジ設置に伴う周辺道路整備について

大網白里市を通る国道128号及び主要地方道千葉大網線並びに主要地方道山田台大網白里線は、通勤時間帯、休日や夏季の海水浴シーズンなどに慢性的な渋滞が発生し、定時走行が困難な状況となっている。

また、首都圏中央連絡自動車道に設置する(仮称)大網白里スマートインターチェンジの供用後は、更なる混雑が予想される。

については、交通渋滞の解消と円滑な道路交通網の確保を期するため、次の事業の整備を図ること。

- (1) 主要地方道千葉大網線整備事業
- (2) 国道128号4車線化整備事業
- (3) 主要地方道山田台大網白里線バイパス事業の早期完成

(河川・港湾)

21 海岸保全施設の早期整備について

船橋市の海岸保全施設は、設置から40年以上が経過し、老朽化による劣化等が著しい状況であり、東日本大震災では、周辺地盤の液状化、護岸の損傷が発生したところである。

今後高い確率での発生が予想されている首都直下地震、南海トラフ地震等の巨大地震に伴う津波や、さらには昨今被害が甚大化している台風に伴う高潮への対策の必要性が従来以上に高まっており、内陸部への浸水を防ぐためには、市の中心部を流れる海老川などの水門が的確に機能することがカギとなることから、水門等海岸

保全施設の早急な耐震化対策等が強く求められている。

については、現在県で行われている日の出水門から西側（栄水門及び西浦水門等）の海岸保全施設については一層の整備促進を図るとともに、国直轄事業の導入が検討されている東側については、早急な事業化を図るよう国に強く働きかけること。

22 館山湾における港湾事業の促進について

館山市は、多目的栈橋整備の推進、館山港海岸環境整備事業（ビーチ利用促進モデル事業）第二期工事区間早期着手の要望を数年間続けており、それぞれ次の事項について措置を講じること。

- (1) 多目的栈橋については、早期に館山港港湾振興ビジョンに示された規模へ整備拡充すること。
- (2) 館山港海岸環境整備事業に関しては、現在、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」での設計津波に対する海岸保全施設等の整備高の見直しが行われているが、これを理由に、館山港海岸環境整備事業への着手が一層遅れることなく実施すること。

23 二級河川（一宮川・赤目川・阿久川）整備事業の早期実施・完成について

茂原市では、昨年台風26号の影響で市内の河川が氾濫し、平成元年、平成8年に続き三度目の水害を被った。このうち、二級河川は、河川管理者である県において、流域県民の安全確保に努めるべきである。

については、河川整備の早期実施及び完成のため、事業採択及び予算の増額を図るとともに、次の河川の整備を鋭意進めること。

- (1) 一宮川については、堆積土撤去、土嚢による堤防嵩上げ等の緊急対策が実施されているが、河道拡幅等の恒久的な対策を早期に実施すること。
- (2) 赤目川については、下流側から約半分までの護岸及び上流部のB調節池が整備されているが、台風やゲリラ豪雨等により浸水被害が発生していることから、一刻も早く浸水被害を解消すること。
- (3) 阿久川については、獅子吼橋上流1.8キロメートルの未改修区間の用地測量及び詳細設計等が実施されているが、早期の完成を図ること。

24 印旛沼の総合的な対策について

印旛沼は風光明媚な県立印旛手賀自然公園区域に指定されているとともに、水産、レジャー、親水、観光などのほか、上水道、工業用水及び農業用水の水源として利用されているが、その水質は全国ワーストである。

また、複数の河川や水路が印旛沼に流下しており、治水上、印旛沼の水位が周辺に与える影響は大きいですが、印旛沼自体がヘドロ等の堆積により水深が浅くなり、貯水能力が低下している。このようなことから現在、県を主体に流域13市町等で協力して印旛沼の諸問題に取り組んでいるが、抜本的な解決が困難である。

については、環境、治水両面からの対策として、浚渫及び水の流動化を図る導水対策の事業について、国や流域市町と緊密な連携を図りながら進めること。

25 印旛放水路（花見川）改修の早期完成について

八千代1号幹線は、流域内の雨水排除を目的に昭和40年度から千葉市・船橋市・習志野市・八千代市の四市の共同事業として整備された。

都市化の進展に伴い過去に何度か整備手法の見直しを行ったが、現在もなお都市化が進展し続けている状況から、1号幹線沿線への調整池設置等により溢水被害防止に努めてきたが、昨年の台風26号では1号幹線の計画時間雨量を超える降雨により家屋や車両等に甚大な被害が生じる結果となった。

これまで、こうした貯留施設の設置等と豪雨を想定した防災対策の強化を図ってきたが、今後もこのような降雨や近年の集中豪雨による浸水被害が十分に想定される。

については、1号幹線の放流先である印旛放水路（花見川）の河道拡幅を早期完成すること。

26 二級河川の整備について

二級河川加茂川は、平成18年の集中豪雨により氾濫し、床上・床下浸水や道路・水田の冠水、畦畔の流出など、沿岸地域は甚大な被害を受けた。また、平成25年の台風26号の通過でも、数箇所において氾濫が起きたほか、河川の増水、護岸の決壊などの被害を受けた。

また、河口部では堆砂が進み河口閉塞や出水による内水氾濫が起きているとともに、経年的な劣化や老朽化及び外力等による損傷を受けた護岸や床止めなどの既存施設について、本来の機能低下が懸念されている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 浸水対策の検討と未整備区間の護岸を整備すること。
- (2) 定期的な河床の浚渫を行うこと。
- (3) 護岸や床止めなど既存施設の適切な維持管理を図ること。

27 一級河川大津川の整備について

鎌ヶ谷市に係る大津川上流区間については、大雨のたびに地域の主要道路である市道2号線、市道3号線が河川横断部において道路冠水による通行止めとなっている。

また、大津川上流の準用河川大津川流域等で家屋の浸水被害が発生していることから、地域社会の生活に多大な影響を及ぼしている。

鎌ヶ谷市においても、貯留施設の設置や浸透施設の普及促進等、流域対策に努めているが、抜本的な治水対策として、市内から流出する洪水の受け皿となる、河川整備が不可欠である。

については、一級河川大津川の未整備部分、約3.5キロメートルの早期整備を図ること。

(都市基盤)

28 江戸川第一終末処理場の早期完成について

江戸川左岸流域下水道の受け入れ先である江戸川第一終末処理場（本行徳地先）は、水処理第一系列について平成29年度を目途に整備が進められているが、第二系列以降の整備については見通しがたっていない。

また、市川市が単独公共下水道として着手した菅野処理区は、松戸幹線及び江戸川第一終末処理場（第二系列以降）の供用により流域下水道に編入することとなっているが、終末処理場は供用開始から既に40年が経過し施設の老朽化が著しく、流域下水道への早期編入が不可欠となっている。

については、下水道事業の円滑な推進を図るため、現在、整備が進められている水処理第一系列について、平成29年度に確実に供用するとともに、喫緊の課題を有する菅野処理区が早期に流域編入されるよう、第二系列以降についても早期完成すること。

29 市街地液状化対策への支援について

浦安市では、復興交付金事業である市街地液状化対策事業の実施に当たり、格子状地中壁工法を選定し、地区がまとまれば、住民と共同で道路と宅地の一体的な対策を行うこととし、1宅地当たり概ね600万円を事業費として見込み、その2分の1を復興交付金により公費で負担し、独自に100万円を上限に残額の2分の1を補助することとした。このため、個人負担は概ね200万円程度まで抑制できると見込んでいるが、それでも市民にとっては決して少なくない負担であることから、住民間の合意形成の促進や事業の推進を図るためには、さらなる追加支援が必要で

あると考える。

については、県においても、補助金制度の創設など、被災した県民の負担を軽減するため、特段の配慮と措置を講じること。

教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 小中学校における少人数学級の推進について

規範意識の低下やいじめ問題、多様な学力観や地域・保護者から学校に寄せられるさまざまな要望への対応など、教育を取り巻く問題は山積し、さらには、小1プロブレムや中1ギャップ、学級の仲間と適切な関わりや学びの場がもてない特別な支援を必要とする児童生徒の増加などの新たな課題に対して、よりきめ細かな指導・支援を行うため、少人数学級の実現が求められている。

県でも小学校2年生と中学校1年生については1クラス35人、小学校3～6年生と中学校2・3年生は1クラス38人を基準とする学級編制の弾力的な運用が行われ、その基準を超える場合には加配教員が配置されている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国の定数見直しに先駆けて、1学級当たりの児童生徒数の基準を小・中学校の全学年において30人とし、児童生徒一人ひとりに寄り添い、個々の状況に応じた指導・支援を行うこと。
- (2) 新たな基準に基づく学級編制に必要な県費負担教職員を配置すること。
- (3) 国による学級編制の弾力的運用の強化及び定数の見直しを国に強く働きかけること。

2 スクールカウンセラーの派遣の充実について

学校現場におけるいじめ問題の解決、不登校児童生徒への対策のため、スクールカウンセラーの存在は大変大きい。

また、いじめ防止対策推進法を受け、各小中学校では、スクールカウンセラーをいじめ防止対策のための組織の一員として迎え入れたいとの要望も強いが、子どもの数が多く、年齢の幅が広い小学校には専門的知識を有するスクールカウンセラーがほとんど配置されていない。

については、更なる相談機能の充実を図るため、次のとおり措置を講じること。

- (1) 1週間に複数日の勤務となるよう中学校配置のスクールカウンセラーの派遣日数を増加すること。
- (2) 未配置の公立小学校へスクールカウンセラーを配置すること。

3 千葉県立印旛明誠高等学校の学級増に関する要望書の実現について

千葉県立印旛明誠高等学校の学年編成は4学級と近隣の高等学校と比べ少ない。については、薫り高い教育文化を発信する品格を備え、部活動やボランティア活動等で充実した高等教育を行うため、同校の学級増を図ること。

4 学校統合に関係した教職員定数の確保について

学校の統合にあたり、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地域の理解が得られ学校統合が決定している学校において複式学級が発生した場合には、県からの教諭の配置により複式学級が解消できるよう制度を制定すること。
- (2) 学校が統合した場合の教職員の配置数について、児童生徒の教育及び生徒指導の充実並びに学校事務の適正な遂行のため、一定期間の優遇措置を確立すること。

警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 幹部交番の警察署への昇格及び警察体制の強化について

八街市では、減少傾向にあった犯罪発生件数が、一昨年から増加に転じ、昨年に至っては対前年比12.4パーセントの増となっている。

市では犯罪抑止のため、市民と一体となって地域での防犯パトロールを推進するとともに、昨年4月からは、八街駅周辺で5台の街頭防犯カメラの運用を開始し、本年も2台の増設を予定している。

また、警察においても、本部からの執行隊支援等、治安対策強化に努めているが、市民からの更なる警察力の強化を求める声は大きい。

については、八街幹部交番の警察署への昇格を図るとともに、犯罪増加地区における新たな警察施設の設置を図ること。

2 警察所管施設の適正管理について

横断歩道等の警察本部が所管する規制標識及び規制標示について、経年劣化、摩耗等により、視認性が低くなり危険との市民の声がある。

については、横断歩道等の歩行者及び通行車両の交通安全が保たれるよう、定期的な点検、確認及び必要に応じた補修、適正な予算措置を図ること。